

## 情報セキュリティポリシー

公益財団法人新宿未来創造財団(以下「財団」という。)は、情報の適切な管理が重要な経営課題であることを認識し、お客様に安心して財団のサービスをご利用いただくために、情報セキュリティに関する財団の取り組み方針として情報セキュリティポリシーを制定し、情報セキュリティポリシーを遵守します。情報セキュリティポリシーが対象とする情報資産は、財団の活動において入手および知り得た情報、ならびに財団が業務上保有するすべての情報を対象とします。

### 1. 情報セキュリティ管理体制の構築

財団では、保有する全ての情報資産の保護および適切な管理を行うため、情報セキュリティ管理責任者を配置するとともに、情報セキュリティ統括者により、各組織の統括を行うとともに、各組織に情報セキュリティ管理者を配置することで情報セキュリティ対策をすみやかに実施できる体制を構築します。

### 2. 内部規程の整備

財団では、情報セキュリティに関する内部規程を整備し、情報資産の保護および適切な管理を行うための明確な方針・ルールを財団内に周知徹底します。

### 3. 適切な情報セキュリティ対策

財団では、情報資産に係る不正アクセス・破壊・情報漏えい・改ざんなどの事故を未然に防止するため、組織的・物理的・技術的・人的安全管理措置の観点からセキュリティ対策を実施します。

### 4. 情報セキュリティ意識の向上

財団では、全職員に対して、情報セキュリティ意識の向上を図るとともに、財団においての情報資産の適切な管理を実行するための教育・訓練を継続的に実施します。

### 5. 継続的改善の実施

財団では、以上の取り組みを定期的に評価、見直すことにより、情報セキュリティの継続的改善を実施します。